

教育委員長	<p>それでは、議事に入ります。それでは最初に御教議第26号「御殿場市青少年センター運営懇話会要綱の一部を改正する要綱の制定について」を議題といたします。</p>
社会教育課長	<p>では、第26号議案について説明させていただきます。議案書の2ページをお開きください。</p> <p>(議案書朗読)</p> <p>3ページをお開きください。第3条中「15人」を「15人以内」に改めるものでございます。</p> <p>(附則朗読)</p> <p>青少年センター運営懇話会は社会教育課に設置しております。懇話会は青少年の相談等第3条に規定する事項について意見を述べ、及び意見交換を行う目的で設置しております。教育委員会の附属機関ではないため、構成員には教育長を座長として補導員関係者、警察関係者、薬剤師会、行政から学校教育課、子育て支援課等でございます。</p> <p>構成員が15人となっていたことから同じ組織に2名お願いしていたため、1組織1人でよいようにしたものでございます。参加対象者は最大人数をあげさせていただきました。御教議第26号資料につきましては、新旧対照表となっております。よろしくご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
教育委員長	<p>ただ今、御協議第26号について内容説明がなされましたが、本案について質疑を求めます。</p>
教育委員長	<p>質疑もないようですので、本案を承認することにご異議ございませんか。</p>
(異議なし)	
教育委員長	<p>ご異議がないようですので、御教議第26号「御殿場市青少年センター運営懇話会要綱について」は、原案どおり承認することに決しました。</p>
教育委員長	<p>次に御教議第27号「御殿場市子ども読書活動推進会議委員の委嘱について」を議題といたします。</p>
社会教育課長	<p>では、第27号議案について説明させていただきます。議案書の4ページをお開きください。</p> <p>(議案書朗読)</p> <p>5ページをお開きください。</p> <p>この子ども読書推進会議は子どもの読書活動の推進に関する法律に基づいて御殿場市子ども読書活動推進計画を策定し、計画を推進するために設置しております。御殿場市子ども読書活動推進計画は平成18年度に策定、計画期間は平成19年から平成27年までの9年間となっており、家庭、幼稚園、保育園、子ども</p>

	<p>家庭センターの取り組み等進捗状況等を確認し、意見交換を行っております。推進会議の第3条に基づき、定数18人以内となっており、所属団体は公募による者、市民活動団体に属する者、市内小・中学校司書教諭及び特別支援教育担当教諭、市内小・中学校のPTAを代表者、市内幼稚園・保育園の保護者会の代表者から教育委員会が委嘱し、任命することになっております。この度候補者の選考が完了したところから、委員への委嘱及び任命について承認を求めるものです。なお、任期は平成25年4月1日から平成27年3月31日までの2年間となっております。よろしくご審議をお願いします。</p>
教育委員長	<p>ただ今 御協議第27号について内容説明がなされましたが、本案について質疑を求めます。</p>
教育委員	<p>公募は2人だけですか。それ以外にはいなかったのですが。</p>
社会教育課長	<p>募集は広報誌、無線で行いましたが、2人だけでした。</p>
教育委員長	<p>各学校の読み聞かせのボランティアの位置づけは。</p>
社会教育課長	<p>市民活動団体に属する方、公募の方は図書館ボランティアについては全部ではありませんが入っています。</p>
学校教育課長	<p>補足です。学校内で図書館運営、図書館活動についての学校図書館運営協議会がありまして、その中に校長、教頭、主幹教諭、図書館ボランティアを入れ込んで学校の中では提携してやっついこうという位置づけになっています。</p>
教育委員長	<p>ある程度位置づけができていますね。</p>
教育委員	<p>先日の南小学校の懇談会で図書館ボランティアが話題になりました。</p>
教育委員長	<p>ほかに質疑もないようですので、本案を承認することにご異議ございませんか。</p>
<p>(異議なし)</p>	
教育委員長	<p>ご異議がないようですので、御教議第27号「御殿場市子ども読書活動推進会議委員の委嘱について」は、原案どおりを承認することに決しました。</p>
教育委員長	<p>次に、御教議第28号「御殿場市図書館協議会委員の委嘱について」を議題といたします。</p>
社会教育課長	<p>それでは、6ページをお開きください。 (議案書朗読) 7ページをお開きください。 委員は、9人となっています。御殿場市図書館協議会委員は、図書館法第14条第1項の規定により御殿場市立図書館条例第7条により設置しております。委員は10人以内で、学校教育及</p>

	<p>び社会教育に関係するもの、家庭教育の向上に資する活動を行うもの並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が委嘱し、又は任命しております。委員の任期は2年となっております。この度、委員の選考が終わったことから承認を求めるものでございます。よろしくご審議のほどお願いします。</p>
教育委員長	<p>ただ今、御協議第28号について内容説明がなされましたが、本案について質疑を求めます。</p>
(質疑なし)	
教育委員長	<p>他に質疑もないようですので、本案を承認することにご異議ございませんか。</p>
(異議なし)	
教育委員長	<p>ご異議がないようですので、御教議第28号「御殿場市図書館協議会委員の委嘱について」は、原案どおりを承認することに決しました。</p>
教育委員長	<p>次に、御教議第29号「平成25年度就学援助について」を議題とします。</p> <p>本案については、秘密会といたしますので、関係者以外は退席願います。</p>
(関係者以外退席)	
(秘密会)	
学校教育課長	<p>ただいま議題となりました、御教議第29号につきまして、内容説明をいたします。</p> <p>お手元の平成25年6月定例会議案書、8ページをお開き願います。</p> <p>最初に議案の朗読をいたします。</p> <p>今回、認定のご審議をお願いするのは、平成25年度就学援助の申し出がありました5人で、いずれも新規の申し出であります。</p> <p>具体的な内容につきましては、後ほど担当者から説明させますが、認定理由は、いずれも準要保護で児童扶養手当を受給している世帯の者4人、保護者の職業が不安定な世帯の者1人となっております。</p> <p>提案にあたりましては、学校教育法、就学援助法、御殿場市認定要領、その他関係法令に基づいております。</p>
学校教育課副参事	<p>それでは、内容について、私の方からご説明申し上げます。</p> <p>今回の申請は小学生3人、中学生2人の計5人でございます。</p> <p>資料は、1ページが申請者一覧表、3ページから27ページまでが申出書と所得関係等資料、28ページが生活保護費等計算書</p>

	<p>で、いずれも両面印刷となっております。</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p>(「よろしい」との声あり。)</p> <p>申請者一覧表の項目は、左から、 、児童・生徒名、各種基準額等、認定要領、特記事項となっております。</p> <p>それでは、申請者一覧表にもとづき、 1 から順次、ご説明申し上げます。</p>
教育委員長	<p>ただ今、御協議第 29 号について内容説明がなされましたが、本案について質疑を求めます。</p> <p>(質 疑)</p>
教育委員長	<p>質疑もないようですので、本案について原案どおり承認することにご異議ございませんか。</p> <p>(異 議 な し)</p>
教育委員長	<p>ご異議がないようですので、御協議第 29 号「平成 25 年度就学援助について」は、原案どおり承認することに決しました。</p>
教育委員長	<p>それでは、秘密会を解き会議を続行いたします。</p> <p>(秘密会を解く)</p>
教育委員長	<p>他に何かございますか。</p>
教育委員長	<p>他にないようですので、以上をもちまして御殿場市教育委員会 6 月定例会を閉会といたします。</p> <p style="text-align: right;">午後 1 時 57 分閉会</p>
会議録署名人	<p>上記のとおり相違ないことを証明するため署名する。</p> <p style="text-align: center;">_____ 2 番委員</p> <p style="text-align: center;">_____ 4 番委員</p>